

広島県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年三月十一日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡北広島町戸谷字狼迫二二〇一八番三地先から 山県郡北広島町戸谷字狼迫二二〇一七番地先まで	令和七年二月二五日